

HOPEニュース

2022年7月号



TEL 097-540-7555

令和4年6月10日付「厚生労働省保険局医療介護連携政策課」の資料より抜粋した内容を以下に掲載いたします

オンライン資格確認の『更なる対策』について

（第151回社会保障審議会 医療保険部会 資料1 抜粋）

オンライン資格確認については、令和5年3月末日までに概ね全ての医療機関及び薬局へのシステムの導入を目指して取組を進めているが、運用開始施設は2割弱に留まっている。データヘルスの基盤となるオンライン資格確認の導入目標を達成するための『更なる対策』として、以下の①～③を実施することが必要ではないか。

- ① 令和5年4月から保険医療機関・薬局におけるシステム導入について原則として義務化する。
- ② 医療機関・薬局でのシステム導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する財政措置を見直す（診療報酬上の加算の取り扱いについては、中医協で検討）。
- ③ 令和6年度中をめどに保険者による保険証発行の選択制の導入を目指す。

さらに、上記以外で保険証を利用している機関（訪問看護、柔整あはき等）のオンライン資格確認の導入状況を踏まえ、保険証の原則廃止（※）を目指す。※加入者から申請があれば保険証は交付される

経済財政運営と改革の基本方針 2022（抄） 令和4年6月7日閣議決定 抜粋

新しい資本主義へ ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

第4章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築（社会保障分野の経済・財政一体改革の強化・推進）

…オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、令和5年4月から導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直す¹⁴¹。令和6年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入を踏まえ、保険証の原則廃止¹⁴²を目指す。

141 診療報酬上の加算の取り扱いについては、中央社会保険医療協議会において検討

142 加入者から申請があれば保険証は交付される

【参考】 取組のスケジュール（第151回社会保障審議会 医療保険部会 資料1 抜粋）

- オンライン資格確認の導入補助金は、「令和5年3月31日まで」に導入を完了し、「同年6月30日までに」に申請をすることが要件となっている。
- また、顔認証付きカードリーダーは受注生産となっており、申込から配送まで4か月程度必要であることを踏まえると、年度内の導入に向けては、遅くとも9月頃までのカードリーダー申込が必要となる。
- 改修が年度末に集中するとシステム事業者が対応できない可能性が生じることから、早期の導入・計画的な導入を促していく。

顔認証付きカードリーダーは遅くとも9月頃までの申込が必要

- オンライン資格確認の導入補助については、「令和5年3月31日」までに導入を完了することが必要であり、補助金の申請期限は「令和5年6月30日」までとなっている。
- **改修が年度末に集中するとシステム事業者が対応できない可能性**が生じることから、早期の導入・計画的な導入を促す必要。



オンライン資格確認をすでに導入・設置済みもしくは顔認証付きカードリーダーを申込済の医療機関様以外で、今後オンライン資格確認の導入をご検討される医療機関様は、弊社までご相談いただけますようお願い申し上げます。

連絡先：097-540-7555

アクトシステム オンライン資格確認導入担当者まで

- 留守番電話の際、緊急事項につきましては恐れ入りますが、「ご伝言」をお願いいたします。
- 消耗品のご注文は、なるべくFAXにてご注文をいただきますようお願いいたします。FAX.097-540-7556